

目 次

- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更等について ..... 1
- 平成 27 年度第 2 次変更事業計画及び予算について ..... 2
- 平成 28 年度事業計画及び予算について ..... 3

公告第 2 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更等について

長野県市町村職員共済組合定款等の一部を次のとおり変更することについては、平成 28 年 3 月 4 日招集の第 156 回組合会において議決されたので公告する。

平成 28 年 3 月 7 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 牛 越 徹

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更等について

第 1 条 長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 40 条第 1 項の表中「1,000 分の 5.44」を「1,000 分の 6.00」に、「1,000 分の 1.92」を「1,000 分の 2.09」に改める。

第 40 条の 3 中「1,000 分の 10.88」を「1,000 分の 12.00」に改める。

第 41 条の 2 中「平成 27 年度」を「平成 28 年度」に、「1,970 円」を「1,985 円」に改める。

第 2 条 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更（平成 27 年 9 月 30 日公告第 9 号）の一部を次のように変更する。

附則に次の 1 項を加える。

- 5 前項の場合において、平成 27 年 10 月 1 日前に退職した任意継続組合員の平成 28 年 4 月分以後の任意継続掛金に係る変更前の第 40 条の 2 の規定の適用については、「施行令第 48 条第 3 項各号」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号）第 172 条第 3 項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 27 年政令第 346 号）第 1 条の規定による改正前の施行令第 48 条第 3 項各号」と、「1,000 分の 113.5」とあるのは「1,000 分の 90.80」と、「1,000 分の 13.60」とあるのは、「1,000 分の 12.00」とする。

附 則

- 1 この変更は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 40 条第 1 項及び第 40 条の 3 の規定は、平成 28 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

公告第 3 号

平成 27 年度第 2 次変更事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 27 年度第 2 次変更事業計画及び予算については、平成 28 年 3 月 4 日招集の第 156 回組合会において議決されたので公告する。

平成 28 年 3 月 7 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 牛 越 徹

公告第 4 号

平成 28 年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 28 年度事業計画及び予算については、平成 28 年 3 月 4 日招集の第 156 回組合会において議決されたので公告する。

平成 28 年 3 月 7 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 牛 越 徹